

指定介護老人福祉施設 三愛園

重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を、ご案内いたします。

当施設は、介護保険の指定を受けています。

宮崎市指定 第4570100935号

当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用が可能な場合もあります。

§ 目 次 §

1	事業者について	1
2	施設の概要について	1
3	サービス及び利用料金について	3
4	その他の重要事項について	
◆	三愛園の医療体制	8
◆	入所後に予測される心配な事	9
◆	損害賠償	10
◆	苦情の受付	10
◆	施設からの退所	10
◆	事業者の義務	11
◆	施設利用時の留意事項	11
◆	個人情報の保護	12
5	利用同意書	15

1 事業者について

◆ 事業法人名等	社会福祉法人 親和会 （設立年月日 昭和60年2月5日）
◆ 法人代表者名	理事長 高 宮 眞 樹
◆ 事業の種類	① 指定介護老人福祉施設（定員53名） [平成12年2月14日指定] ② 短期入所生活介護事業所（定員3名） [平成12年1月14日指定] ③ 介護予防短期入所生活介護事業所 [平成18年4月1日指定] ④ 居宅介護支援事業 [平成11年12月27日指定]

2 施設の概要について

◆ 施設の名称等 (施設長名) (所在地) (電話番号) (開設日) (敷地面積) (建物構造) (延床面積)	特別養護老人ホーム 三愛園 （定員53名） 緒 方 俊 宮崎市新別府町前浜1401番地271 0985-23-5282 昭和60年8月29日 6,000 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建（耐火構造建築） 2,049.22 m ²
◆ 施設の目的	当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅で世話を受けることが困難な方に対して、可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目指して、利用者様にその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただくとともに、介護福祉サービスを提供することを目的としています。
◆ 施設の運営方針	① 当施設は、個々のケアプランに基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、指定介護サービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 ② 当施設は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立った指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めます。 ③ 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

◆ 居室等の状況

当施設では、以下の居室・設備を用意しております。居室は、従来型の多床室中心の施設であるため、基本的には4人部屋となりますが、利用者様の状況に応じ、個室又は他の部屋へ移動をお願いすることがあります。

〔居室〕

居室の種類	室数	1人専用面積
1人部屋（洋室）	4室	13.2㎡～17.85㎡
2人部屋（洋室）	2室	10.05㎡
4人部屋（洋室）	10室	6.24㎡～8.25㎡
4人部屋（和室）	2室	8.33㎡

〔居室以外の設備〕

設備の種類	室数	面積	備 考
食 堂	1 室	74.43㎡	テレビ等配置、レクリエーション等にも活用
共同生活室	1 室	58.50㎡	同上、食堂としても活用
機能訓練室	1 室	40.08㎡	食堂と一体的に使用
脱 衣 所	1 室	35.35㎡	—
浴 室	1 室	59.50㎡	リフト式入浴装置、車椅子入浴装置等あり
便 所	3か所	29.10㎡	—
医 務 室	1 室	42.27㎡	非常勤医師の診察室としても活用
静 養 室	1 室	22.18㎡	医務室に隣接して配置

◆ 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職員数	指定基準	勤 務 体 制
施 設 長	1（常勤）	1	—
医 師	2名以上（非）	1 以上	毎週月、第2・4水、第3金の2時間程度
介護職員	19名以上 （常勤16名） （非常勤4名）	18以上 （うち看護師は常勤換算で3以上）	朝（7～9時）は5～6名、昼間（9～17時）は7～8名、夕（17～19時半）は5～6名、夜間（19時半～7時）は3名
看護職員	3名以上 （常勤3名） （非常勤1名）		朝（8～9時）は1名、昼間（9～17時）は2～3名、夕（17～18時）は1名 夜間は自宅待機（オンコール体制）
機能訓練指導員	1（非常勤）	1 以上	—
介護支援専門員	1名（常勤）	1 以上	—
生活相談員	1 名（常勤）	1 以上	—
管理栄養士	1名（常勤）	1 以上	—
事 務 員	2名（常勤）	必要数	—

（注）土・日曜日、祭日は上記と異なります。

2025年10月1日 現在

3 サービス及び利用料金について

◆ 介護保険が適用されるサービスと利用料金

〔サービスの内容〕

① 食事介助（食材費を除く）

- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者様の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。また、行事食や季節料理等により、楽しみにされる食事となるよう努め、利用者様の自立支援を目的に食堂で食事をしていただくことを原則とします。

朝 食	昼 食	夕 食
8:00～9:00	11:30～12:30	17:00～18:00

② 入浴介助

- ・ 入浴または清拭を、週2回行います。寝たきりの方や座位保持、困難な方については、機械浴槽を使用して入浴を行います。

③ 排泄介助

- ・ 利用者様の心身の状況に応じた適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立を促すための誘導等、適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員が利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復もしくは維持するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。検温、測定等を毎日実施します。また、毎月の体重測定・血圧測定の実施等、日常の健康観察をし体調管理に努めます。

⑥ 認知症の周辺症状への対応

- ・ レクリエーションを通して利用者様の情緒の安定や周辺症状が軽快するよう努めます。

⑦ その他の自立支援

- ・ 寝たきり予防のため、出来る限り離床に努めるとともに、清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行えるよう支援します。

* 入所時に介護計画書・栄養計画書（ケアプラン）をご契約者の同意を得て決定するとともに、3ヶ月に1回見直しの必要性を検討するなど、利用者様の状態に応じたサービスの提供に努めます。

〔サービスの利用料金〕

上記介護保険が適用されるサービスの利用料金は、利用者様の要介護度によって異なるとともに、自己負担額は、介護保険給付費の自己負担に応じた割合となります。詳細は、別記1「特別養護老人ホーム三愛園利用料金表（概算）」をご参照ください。

◆ 介護保険が適用
されないサービス
と利用料金

① 食事代及び居住費

食事代及び居住費は、市町村が利用者様の所得等（階層区分）に応じて認定する「費用負担限度額認定証」記載の金額となります。
なお、認定を受けられない方は、下記の第4段階の金額となります。

（単位：円）

階層区分	1日当たり			1か月当たり	
	食事代 ①	多床室居 住費 ②	個室居住 費 ③	多床室利用 (①+②) × 31日	個室利用 (①+③) × 31日
第1段階	300	0	380	9,300	21,080
第2段階	390	430	480	25,420	26,970
第3段階①	650	430	880	33,480	47,430
第3段階②	1,360	430	880	33,480	47,430
第4段階	1,445	915	1,231	73,160	82,956

（注）居住費は、入院期間中も負担いただきます。

② その他のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担になります。

項 目	内 容	料 金
特別な食事	利用者様の希望に基づく特別な食事を提供した場合	要した費用の実費
日常生活上必要となる諸費用	利用者様の希望によって日常生活用品（肌着等）を購入した場合	要した費用の実費
治療材料費	保険給付を伴わない治療材料費（胃ろうの治療材料費等）	要した費用の実費
クラブ活動費	クラブ活動・レク時の材料費	要した費用の実費
予防接種費用	インフルエンザ予防接種料金	要した費用の実費
移送費	園より10kmを超える受診移送費	片道250円
預り金管理料	預金通帳等の出納官吏費用	500円/月

◆ 利用料金の支払
方法等

① 利用料金は、1ヶ月ごとの利用日数に基づき計算して請求しますので、翌日の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

〔方法1〕三愛園受付窓口での現金支払い

〔方法2〕当園がお預かりしている利用者様本人の通帳へのお振込み

② 利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、利用料金の全額を一旦お支払いいただき、認定後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。この場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者様の負担額を変更します。

特別養護老人ホーム三愛園 利用料金表（概算）

当施設の利用料金は、介護保険適用のサービスに係る利用料金と、食事代、居住費等の介護保険適用外の利用料金の合計額となります。

1 介護保険適用のサービス利用料金（基本サービス）

介護保険適用のサービス利用料金は、要介護度により単価が異なるとともに、保険者（市町村）が定める自己負担割合に応じた負担となります。ちなみに自己負担割合1割の方の1か月の利用料金は、概ね以下のとおりです。

（単位：円）

項 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一日当たり	サービス基本料	589	659	732	802	871
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	精神科医療加算	5	5	5	5	5
	看護体制加算Ⅰ口	4	4	4	4	4
	看護体制加算Ⅱ口					
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	夜勤職員配置加算Ⅲ口	16	16	16	16	16
小 計 ①		661	731	804	874	943
一月当	介護職員等処遇改善加算Ⅰ②	2,869	3,173	3,489	3,793	4,093
一月合計（①×31日+②）		23,360	25,834	28,413	30,887	33,326

（注）上記金額に入所時の初期加算や入院外泊時加算等が付加される場合等があり、大まかな目安とお考え下さい。

2 介護保険適用外のサービス料（保険外サービス）

食事代及び居住費の利用料金は、市町村が所得等に応じて認定する「負担限度額認定証」記載の金額となります。認定を受けられない方は下記の第4段階の金額となります。

（単位：円）

項 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
一日当	食事代 ①	300	390	650	1,360	1,445
	多床室居住費 ②	0	430	430	430	915
	個室居住費 ③	380	480	880	880	1,231
一月	多床室（（①+②）×31日）	9,300	25,420	33,480	55,490	73,160
	個室（（①+③）×31日）	21,080	26,970	47,430	69,440	82,956

（注）上記の他に契約者が希望された場合の特別食代、日常生活必需品代、治療材料代、クラブ活動代、予防接種代が「要した費用の実費」、10kmを超える移送費が片道500円、預り金管理料が月500円必要です。

3 1か月当たりの合計

【多床室の場合】

(単位：円)

要介護度	基本サービス	保険外サービス (食事・居住費)	合 計	備 考
要介護 1	23,360	第 1 段階	9,300	* 基本サービスが1割負担の方の場合の利用料です。
		第 2 段階	25,420	
		第 3 段階①	33,480	
		第 3 段階②	55,490	
		第 4 段階	73,160	
要介護 2	25,834	第 1 段階	9,300	
		第 2 段階	25,420	
		第 3 段階①	33,480	
		第 3 段階②	55,490	
		第 4 段階	73,160	
要介護 3	28,413	第 1 段階	9,300	
		第 2 段階	25,420	
		第 3 段階①	33,480	
		第 3 段階②	55,490	
		第 4 段階	73,160	
要介護 4	30,887	第 1 段階	9,300	
		第 2 段階	25,420	
		第 3 段階①	33,480	
		第 3 段階②	55,490	
		第 4 段階	73,160	
要介護 5	33,326	第 1 段階	9,300	
		第 2 段階	25,420	
		第 3 段階①	33,480	
		第 3 段階②	55,490	
		第 4 段階	73,160	

【個室の場合】

(単位：円)

要介護度	基本サービス	保険外サービス (食事・居住費)	合 計	備 考
要介護 1	23,360	第 1 段階	21,080	* 基本サービスが1割負担の方の場合の利用料です。
		第 2 段階	26,970	
		第 3 段階①	47,430	
		第 3 段階②	69,440	
		第 4 段階	82,956	
要介護 2	25,834	第 1 段階	21,080	
		第 2 段階	26,970	
		第 3 段階①	47,430	
		第 3 段階②	69,440	
		第 4 段階	82,956	
要介護 3	28,413	第 1 段階	21,080	
		第 2 段階	26,970	
		第 3 段階①	47,430	
		第 3 段階②	69,440	
		第 4 段階	82,956	
要介護 4	30,887	第 1 段階	21,080	
		第 2 段階	26,970	
		第 3 段階①	47,430	
		第 3 段階②	69,440	
		第 4 段階	82,956	
要介護 5	33,326	第 1 段階	21,080	
		第 2 段階	26,970	
		第 3 段階①	47,430	
		第 3 段階②	69,440	
		第 4 段階	82,956	

〔参考：各種加算の概要〕

加 算 項 目		加 算 算 定 基 準	本人負担額
①	日常生活継続支援加算	重度入所者が70%以上で入所者6人に対し1人以上の介護福祉士を配置していること	36円/日
②	精神科医療養指導加算	精神科医師による療養指導が月2回以上実施されること	5円/日
③	看護体制加算Ⅰ2	常勤看護師を1名以上配置していること	4円/日
4	看護体制加算Ⅱ口	常勤看護師を定数（4名）以上配置していること	8円/日
⑤	栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること。低栄養状態のリスクが高い入所者に足して、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケアに計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえて、食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応すること。入所者毎の栄養状態などの情報を厚生労働省へ提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	11円
⑥	夜勤職員配置加算Ⅲ口	夜勤職員数の最低基準（2名）を1人以上上回り、かつ喀痰吸引等ができる職員を1人以上配置していること	16円/日
⑦	介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の職責・職務内容等に応じた施策を整備する事 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること 経験に若しくは資格等に応じて昇給の仕組みなどを設ける事 職場環境の改善をすること	月総単位の 14%/月
⑧	初期加算（30日以内）	新規入所及び1か月以上の入院後に再び入所した場合	30円/日
9	入院・外泊時加算	入院又は外泊した場合（初日と最終日を除き1か月当たり6日間を限度として所定単位数に代えて算定）	246円/日
10	若年性認知症入所者受入 加算	65歳未満の初老期認知症の方に個別に担当者を定め、その特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	120円/日
11	経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害のある方で、経口維持計画に沿って医師の指示のもと管理栄養士が栄養管理を行った場合	400円/月
12	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰに加え、食事の観察や支援のための会議に医師等が参加し質の高い経口維持計画を策定した場合	100円/月
13	経口移行加算 （180日以内）	経管から経口による食事摂取を進める計画を作成し、医師の指示のもと管理栄養士等が栄養管理を行った場合	100円/月

（注）①～③、⑤～⑦の加算は、利用者様全員、8以降の加算は、該当する利用者様に個別に加算されます。本人負担額は、自己負担割合が1割の方の額です。

4 その他の重要事項について

◆ 三愛園の医療体制	三愛園の医療体制は、次のとおりとなっておりますので、このことを十分ご理解の上、ご入所ください。 ① 当施設は、疾病の治療を行う施設ではなく、生活支援の場所であるため、施設内に常勤医師はおりません。また、看護師も夜間不在で、緊急時の連絡により駆け付ける体制になっています。 ② 当施設の協力病院は、精神科病院の「高宮病院」ですが、当該病院からの医師の派遣は、精神科を中心に週2回から3回程度で、主に健康状態のチェックなどの健康管理を行ってもらっています ③ 従って、特に内科系疾患については、検査機器等の医療設備もないため、当施設で医学的な管理を責任をもってできない場合も多いことをご了解ください。 ④ 入院の必要がなく容態が安定している時、副作用の危険性や投薬量調整のため医師又は看護師による経過観察が必要でない場合、医師・看護師以外の介護職員等が次の行為を行う場合があります。 （皮膚への軟膏塗布、湿布貼付、点眼、一包化された内服薬介助、座薬挿入、吸引（定められた研修を受けた職員のみ）等、薬剤等の使用介助） ⑤ 利用者の状態の変化に伴う対応（病院受診、入院、経過観察等）は、看護師が医師と連携し連絡を取り判断いたします。 ⑥ 利用者の状態変化に伴う緊急時の連絡は、看護師（夜間は介護職員の場合あり）が行います。連絡の取れる複数の連絡先をお示しください。 ⑦ 急性期疾患による緊急治療（点滴や酸素投与）が必要な場合、ご家族への連絡と治療が前後する場合があります。また、不慮の事故などの場合（転倒、骨折、誤嚥、窒息等）は、当施設の判断で緊急搬送する場合があります。 〔協力医療機関〕 医療を必要とする場合は、ご契約者様の希望により、下記の協力医療機関で診療や入院治療を受けることができます。但し、当該医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、当該医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。 （病 院） 医療法人 眞愛会 高宮病院 （精神科、神経科、内科） 宮崎市吉村町大町甲 1 9 3 1 番地 （0985-24-5678） （歯科医院） 宮崎北歯科医院 宮崎市芳土 1 0 8 9 番地 6 （0985-39-8148）
-------------------	---

◆ 入所時以降
予測される事。

〔事故等のリスク〕

当施設では、利用者様が快適な生活を送れるよう安心・安全な環境作りに努めますが、利用者様の身体状況や病気等に伴う様々な症状が原因となり、施設入所後も次のようなリスクがあることを十分ご理解の上、ご入所ください。

（高齢者にみられる特徴とリスク）

- ① 高齢者の骨はもろく通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ② 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦・接触で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ③ 高齢者の皮膚・血管はもろくなっており軽度の打撲でも皮下出血が出来る状態にあります。
- ④ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し誤嚥誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑤ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷・頭部損傷の恐れがあります。
- ⑥ 特別養護老人ホームでは、原則として身体拘束を行いませんので、転倒転落による事故の可能性がります。
- ⑦ 高齢者の特徴として、脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。

（事故発生時の対応）

利用者様に対するサービス提供等により、事故が発生した場合は、「社会福祉法人親和会事故取り扱い要領」に基づき、速やかにご家族及び市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。

〔自然災害被災のリスク〕

当施設の標高は3.52mで、西側には江田川、南側には新別府川が流れており、宮崎市の洪水ハザードマップ（令和2年度改訂版）によると、施設自体の浸水は想定されていませんが、周辺は30cmの浸水が予想されています。また宮崎市の津波ハザードマップ（平成25年12月作成）によると、1～2mの浸水が想定されています。

このため当施設では、屋上への避難を可能とする避難スロープを設置しております。加えて毎年避難訓練を行い迅速な避難ができるよう努めてもおります。しかしながらこのような災害が想定されることもご理解の上、ご入所下さいますようご理解下さい。

◆ 損害の賠償	当施設において、事業者の責任により利用者様又はご家族に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。														
◆ 苦情の受付	当施設に対する苦情や相談は、以下の苦情受付窓口で受け付け、別に定める苦情処理要領により、迅速かつ適正に対応します。また、苦情処理ボックスを玄関受付に設置します。 <table border="1" data-bbox="518 560 1401 757"> <tr> <td>苦情受付担当者</td><td>事業次長 坂本 増美</td></tr> <tr> <td>受付時間</td><td>毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00</td></tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td><td>施設長 緒方 俊</td></tr> <tr> <td>第三者委員</td><td>上野 和彦 渡邊 正子</td></tr> </table> (行政機関等の苦情受付期間 (月曜日～金曜日)) <table border="1" data-bbox="518 824 1401 974"> <tr> <td>宮崎市介護保険課</td><td>宮崎市橘西1丁目1番1号 (0985-21-1777)</td></tr> <tr> <td>国民健康保険団体連合会</td><td>宮崎市下原町231番地1 (0985-35-5301)</td></tr> <tr> <td>宮崎県社会福祉協議会</td><td>宮崎市原町2-22 (0985-22-3145)</td></tr> </table>	苦情受付担当者	事業次長 坂本 増美	受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00	苦情解決責任者	施設長 緒方 俊	第三者委員	上野 和彦 渡邊 正子	宮崎市介護保険課	宮崎市橘西1丁目1番1号 (0985-21-1777)	国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町231番地1 (0985-35-5301)	宮崎県社会福祉協議会	宮崎市原町2-22 (0985-22-3145)
苦情受付担当者	事業次長 坂本 増美														
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00														
苦情解決責任者	施設長 緒方 俊														
第三者委員	上野 和彦 渡邊 正子														
宮崎市介護保険課	宮崎市橘西1丁目1番1号 (0985-21-1777)														
国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町231番地1 (0985-35-5301)														
宮崎県社会福祉協議会	宮崎市原町2-22 (0985-22-3145)														
◆ 施設からの退所	① 当施設との契約では、契約終了期日は定められていませんので、契約書第13条に定める事由（利用者様の死亡、施設の閉鎖等）がない限り、継続してサービスを利用できますが、仮に前記事項に該当するに至った場合は、契約は終了し利用者様に退所していただくことになります。 ② 契約の有効期間中であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までに「解約届出書」をご提出ください。但し、契約書第14条（利用者様の入院等）、第15条（事業者のサービス不提供等）に定める事由に至った場合は、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。 ③ 契約書第16条（契約者の不実の告知等）に定める事由に該当する場合は、本契約を解除させていただくことがあります。 ④ 利用者様が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者は利用者様の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。 - 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 - 居宅介護支援事業所の紹介 - その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介														

◆ 事業者の義務

- ⑤ 当施設に入所中に医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下のとおりです。
- (3か月以内の入院の場合)
- ・ 3か月以内に退院された場合には、退院後再び入所することができます。但し、入所時にホームの受入準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。
- (3か月以内の退院がみこまれない場合)
- ・ 3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合は当施設に再び優先入所することはできません。
- ⑥ ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を負担いただきます。(以下の料金に日数を乗じた額)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

当施設は、サービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者様の生命、身体、財産の保全・確保に配慮します。
- ② 利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護師との連携の上、利用者様から状態を聴取・確認し、サービスを実施します。
- ③ 利用者様が受けている要介護認定有効期間の満了日の60日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ 利用者様に提供したサービスの記録を作成し5年間保管するほか、ご契約者又は代理人の請求に応じ閲覧させ、複写物を無料で交付します。
- ⑤ 利用者様に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。但し、利用者様又は他の利用者様の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録をするなど法令順守の上適正な手続きを取り身体拘束を行う場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業者は、サービス提供するにあたって知りえた利用者様又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)(個人情報保護)
- ⑦ 当園では、身体拘束廃止等の適正化に努め従業者研修を行います。職員教育を組織的に徹底する、取り組みに努めて参ります。
- ⑧ 身体拘束等適正化担当者及び、褥瘡予防担当者、感染対策担当者、事故防止担当者、虐待防止担当者を配置し、会議(委員会)を設置します。会議等で検証し常に利用者の人権擁護に取り組みます。
- ⑨ 認知症の行動・心理症状の理解に努め、認知症ケアを日々研鑽いたします。

◆ 施設利用時の留意事項	⑩ 利用者の口腔衛生管理を行い、重度化防止に努めます。 ⑪ 栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。 ⑫ 介護保険法・老人福祉法に則り、市町村からの指導を守り、法令順守の介護に努めます。 ⑬ 利用者と職員を全て含めてすべての人権を守りハラスメントのない、環境作りに努めて参ります。 当施設の利用にあたっては、入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。 (面 会) 現在は、新型コロナ感染防止のため、窓越し面会としています。面会時間は14時から16時15分までの1日当たり15分以内、1週間当たりでは2回以内となっています。前日の17時までに予約をお願いします。 (外出外泊) 外出外泊の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 (食 事) 食事が不要の場合は、前日までに申し出てください。申し出があった場合は、食事代は減額されますが、朝食等を1食でも食べられた場合は食事代として1日分いただきます。 (携帯電話) 携帯電話の持ち込み及び使用は、以下の条件にもと許可しております。 ・ 携帯電話の紛失等のトラブルを避けるため、携帯電話は施設で預からせていただくこと。 ・ 携帯電話の使用にあたっては、施設が定める特定の曜日、時間に限らせていただくこと ・ 携帯電話の故障や破損等に係る修理代などのいかなる費用についても、施設に請求することはできないこと。 (喫 煙) ・ 施設内での喫煙は、基本的にできません。
---------------------	---

◆ 個人情報の保護	(施設設備使用上の注意) ① 利用者様は、居室及び共用施設等をその本来の用途にしたがって利用してください。 ② 利用者様が故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ③ 利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、利用者様の居室内に立ち入り、必要な処置を取ることができるものとします。但し、その場合利用者様のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ④ 当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動を行うことはできません。 当施設では、個人情報の保護を図るため、別記2のとおり「個人情報に関する基本方針」及び「個人情報の利用目的」を定めております。
------------------	--

個人情報に関する基本方針

(別記2)

社会福祉法人親和会（以下（法人）という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先の適切な監督をします。

2 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 23-5282 生活相談員）までお問い合わせください。

4 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

5 高齢者の権利擁護と虐待防止に関する取り組み

当法人では入所者・利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

6 福祉サービス第三者評価実施状況

- ①実施の有無 無
- ②実施年月日 令和 年 月 日
- ③実施した評価機関
- ④評価結果の開示状況

2025/10/1

社会福祉法人 親和会

理事長 高 宮 眞 樹

特別養護老人ホーム 三愛園

施設長 緒 方 俊

個人情報利用目的

社会福祉法人親和会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診療棟に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ その他委託業務
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

1 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究及び機関紙への掲載等

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいけません。

2025/10/1

社会福祉法人 親和会
理事長 高 宮 眞 樹
特別養護老人ホーム 三愛園
施設長 緒 方 俊

利 用 同 意 書

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 三愛園

施 設 長 緒 方 俊 ⑩

説明者 職 名 生活相談員

氏 名 上 田 和 代 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容について了承し、指定介護福祉施設サービス提供の開始に同意するとともに、以後のサービス提供に関する必要な個人情報については、「個人情報に関する基本方針」及び「個人情報の利用目的」に沿って取り扱われることに同意します。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

契約者 住 所

氏 名 ⑩

(利用者との関係：)